

医療的ケア児に多職種連携で歯科はどうかかわるか？

日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック

在宅で療養している児の多くは医療的ケア児です。医療的ケア児に明確な定義はないとされますが、2016年に児童福祉法が改正された際、「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」、と表現されました。また在宅療養児には、医療的ケア児のほか、慢性疾患、小児がんなどの疾病がある子どもたちも含まれます。19歳以下の医療的ケア児は、現在では2万人を超えていると推計されています（厚労科研事業、田村正徳班）。

外出困難な小児患者にとって、在宅歯科医療の充実喫緊の課題です。予防歯科的な観点からう蝕、歯周病にさせないこと、また生命予後にも関与する経口摂取の可能性のために、地域での在宅歯科医療の充実が求められます。小児在宅歯科医療は「在宅で療養する小児を支える歯科医療」であり、その観点からすれば、地域のかかりつけ歯科医としての役割、後方支援としての役割など、いくつもの役割が存在します。

小児在宅歯科医療の充実には、地域でのシステム作りが重要です。各地域の実情に応じたシステムを構築し、社会に貢献できる歯科医療を普及するために、多くの歯科医療従事者の力と、多職種、地域との連携が重要と考えます。歯科は口腔の専門家として、そして患児にかかわる訪問チームの一員として、他職種と同列になった役割を果たすべきでしょう。

小児の特徴として、他職種連携の中に保育・教育関係者との連携があります。そこでは、歯科診療の具体的な説明よりも、園や学校での歯磨き方法や、食事介助方法、適切な食形態等の指示を仰がれることが多くあります。また、園医や学校医、学校歯科医師とも、保護者や担任と共に連携を行なっていく必要があるでしょう。子どもは成長していきます。その過程の中で様々な連携のかたちに変化していくことへの準備・対応が重要となります。